

役員等の報酬費用弁償規程

初版制定日	1994年4月1日
版数	第7版
最終改定日	2017年6月20日
最終施行日	2017年6月20日

社会福祉法人 立花福祉会

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人・立花福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、役員等という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定める。

第2条（報酬）

非常勤の役員等が、法人事務に関連して労務の提供を行なった場合は、報酬としてパート職員の時間単価に労務提供時間を乗じた額を支給する。

2 非常勤役員等が研修等に出張したときは、日帰りの場合一律1,000円、宿泊を伴う場合は1日につき一律1,000円を報酬として支給し、参加費等の実費については、実費相当額を支給する。

3 報酬の支給方法については、理事長が定める。

第3条（費用弁償）

役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、出席1回につき費用弁償として3,000円を支給し、交通費については、実費相当額を支給する。

2 監事が監査を行なった場合は、監査1回につき費用弁償として3,000円を支給し、交通費については、実費相当額を支給する。

3 費用弁償の支給方法については、理事長が定める。

第4条（旅費）

非常勤役員等が研修等に出張した場合は、実費相当分の旅費（交通費、宿泊費及び必要経費）を支給する。

2 旅費の支給方法については、理事長が定める。

第5条（重複支給の調整）

第3条において、常勤職員が役員を兼ねている場合には、その者には当該費用弁償は支給しない。

但し、その者の勤務時間外においてはその限りにあらず。

第6条（慰労金）

非常勤の役員が、退任する場合は、慰労金として以下の額を支給する。理事および、監事を継続しておこなった場合は、それぞれの在任期間を合算し、支給額を算定する。

1 理事の場合

- ①在任期間10年未満・・・なし
- ②在任期間10年・・・3万円
- ③在任期間11年以上17年未満・・・5万円
- ④在任期間17年以上21年未満・・・10万円
- ⑤在任期間21年以上27年未満・・・15万円
- ⑥在任期間27年以上・・・20万円

2 監事の場合

- ①在任期間10年未満・・・なし
- ②在任期間10年・・・1万円
- ③在任期間11年以上17年未満・・・2万円
- ④在任期間17年以上21年未満・・・4万円

⑤在任期間 21 年以上 27 年未満・・・ 6 万円

⑥在任期間 27 年以上・・・ 8 万円

《附 則》

この規程は、1994年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、1995年 5 月 27日に一部改訂する。

この規程は、1996年 3 月 19日に一部改訂する。

この規程は、1997年 11 月 29日に一部改訂する。

この規程は、2010年 12 月 5 日に一部改訂する。

この規程は、2011年 5 月 22日に一部改訂する。

この規程は、2017年 6 月 20日に一部改訂する。